

〔通所リハビリテーション利用料（R1.10.1改定）〕

【大規模事業所通所リハビリテーション費Ⅱ】（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	322円	352円	380円	409円	438円
2時間以上3時間未満	336円	391円	445円	499円	554円
3時間以上4時間未満	433円	510円	584円	678円	773円
4時間以上5時間未満	488円	573円	657円	763円	868円
5時間以上6時間未満	547円	655円	760円	886円	1,009円
6時間以上7時間未満	637円	764円	886円	1,033円	1,177円
7時間以上8時間未満	676円	808円	939円	1,095円	1,248円

入浴介助加算	51円：入浴された場合に算定
リハマネジメント加算Ⅰ	335円：リハマネジメントを作成した場合に算定（ひと月）
リハマネジメント加算Ⅱ1	862円：同意日の属する月から6ヶ月以内（ひと月）
リハマネジメント加算Ⅱ2	537円：同意日の属する月から6ヶ月超（ひと月）
短期集中個別リハ実施加算	112円：短期集中リハビリ実施加算
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	243円：認知症の利用者に短期集中リハを実施した場合（週2日限度）
認知症短期集中リハ加算Ⅱ	1,947円：認知症の利用者に生活機能向上に資するリハ実施（ひと月）

リハビリテーション提供体制加算	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7時間以上
	12円	16円	20円	24円	28円

重度療養管理加算	101円：重度の療養管理を行った場合
通所リハ中重度ケア体制加算	20円：中重度ケア体制加算（要介護度3以上の方30%以上）
通所リハ送迎減算	-48円：送迎を行わない場合（片道につき）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18円：厚生労働大臣が定める基準に適合しております
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	47/1000：請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	20/1000：請求金額に加算されます

※上記金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じます

【介護予防通所リハビリテーション費】（1ヶ月あたり）

月 額 料 金	要支援Ⅰ	要支援Ⅱ
		1,745円

リハビリテーションマネージメント加算	335円：リハマネジメントを作成した場合に算定
運動器機能向上加算	228円：運動器機能向上サービスを実施した場合
事業所評価加算	122円：基準を満たした場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	73円：要支援Ⅰの場合
	146円：要支援Ⅱの場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	47/1000：請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	20/1000：請求金額に加算されます

※上記金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じます

利用料（1日あたり）※介護給付・予防給付共通

日用品費	100円：日用生活用品の費用
教養娯楽費	100円：レクレーション等の費用
食費	790円：昼食をとられた場合（おやつ代含む）